

## 樅居宅介護支援事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社 quattro が開設する樅居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し行うものとする。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配所して行うものとする。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は居宅サービス事業所に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとする。

指定居宅介護支援の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等保健医療サービスや福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

4 利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の提案をすることとする、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明する。

5 障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合等における介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携を促進するため指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めるものとする。

6 利用者の居宅介護計画書を作成にあたり、医療機関との連携に務めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 樅居宅介護支援事業所
- 二 所在地 徳島県板野郡松茂町笹木野字灘23番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 4名（常勤専従4名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、お盆休暇及び年末年始を除く。

二 営業時間午前9時から午後5時までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供は、次のとおり行うものとする。

一 利用者からの相談を受ける場所 事業所及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。

二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用する。

三 サービス担当者会議の開催場所 利用者宅事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問する。

(居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

一 居宅サービス計画の作成

二 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供の確保を旨とする指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

- 三 介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、紹介を行う
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けとることができるものとする。
- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートルにつき 20 円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、板野郡とする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第9条 事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。
- 一 採用時研修採用後 3 か月以内
- 二 繼続研修年 4 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 quattro と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

のとする。

- 5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対し指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染対策委員会の開催等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業所計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(虐待防止対策委員会の開催等)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における虐待防止のための指針を設備する。
  - 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第16条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、苦情・相談を受けつけた場合、その内容と処理経過を記録する。
- 2 事業所は、会議開催し、問題の整理及び今後の改善策検討する。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(サービス提供の記録)

第18条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の観覧及び複写物の交付を請求をすることができる。

#### 附則

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

平成30年4月1日改定

平成30年7月1日改定（所在地変更）

令和3年1月1日改定（休業変更、人員変更）

令和6年4月1日改定（BCP等追記）